

官報号外

平成十三年五月二十四日

○第一百五十一回 衆議院会議録 第三十一号

平成十三年五月二十四日(木曜日)

議事日程 第十七七号

平成十三年五月二十四日

午後一時開議

第一 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 水防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(承諾を求めるの件)(第一百五十一回国会、内閣提出)

第四 弁護士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 水防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(承諾を求めるの件)(第一百五十一回国会、内閣提出)

日程第四 弁護士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

行政機関が行う政策の評価に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、気象業務法の一部を改正する法律案、日程第二、水防法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長赤松正雄君。

気象業務法の一部を改正する法律案及び同報告書

水防法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

(赤松正雄君登壇)

○赤松正雄君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、気象業務法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年における気象測器に関する民間の製造技術の向上等に対応し、民間の能力の一層の活用を図るため、気象測器の検定の有効期間の原則廃止、當利法人を含む民間の法人に気象測器の検定事務の全部または一部を行わせることができると指定検定機関制度の導入等の措置を講じようと

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

本案は、水災による被害の軽減を図るために、洪水分予報河川の拡充、河川の浸水想定区域の公表、浸水想定区域に応じた円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置等を講じようとするものであります。

本案は、水災による被害の軽減を図るために、洪水分予報河川の拡充、河川の浸水想定区域の公表、浸水想定区域に応じた円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置等を講じようとするものであります。

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

日程第一 気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 水防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

両法律案は、昨二十三日本委員会に付託され、同日国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、直ちに質疑に入り、気象業務法の一部を改正する法律案につきましては、気象観測データの信頼性を維持する必要性等について、水防法の一部を改正する法律案につきましては、今後の洪水ハザードマップ策定の見通しと市町村への支援策、地下空間における浸水対策のあり方等について質疑が行われました。

両法律案は、同日質疑を終了し、採決いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたしました。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百五十回国会、内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(承諾を求めるの件)を議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長持永和見君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(承諾を求めるの件)を議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算行政監視委員長持永和見君。

〔持永和見君登壇〕

○持永和見君 ただいま議題となりました平成十一年度一般会計公共事業等予備費につきまして、決算行政監視委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、公共事業等予備費予算額五千億円のうち、使用残額八千円を除く四千九百九十九億九千九百九十九万二千円の使用について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

この使用は、経済波及効果の大きい国家的プロジェクトの推進、二十一世紀の国民生活の発展基盤整備、九州・沖縄サミット等の緊急課題対応及び災害復旧等に要する経費であります。

その内訳は、災害対策費として、河川等災害復旧事業等に必要な経費等の六件、その他の経費として、道路整備特別会計へ繰り入れに必要な経費等の七十二件であります。

委員会におきましては、昨二十三日塩川財務大臣から説明を聴取した後、直ちに質疑を行い、質

疑終了後、討論、採決の結果、本件は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

〔賛成者起立〕

日程第四 弁護士法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第四、弁護士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長保利耕輔君。

〔弁護士法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)〕

第三に、法人がその債務を完済できない場合には、原則として全社員が無限連帯責任を負うこととするが、指定事件に関する債務については指定社員のみが無限連帯責任を負うこととするものとすること、

第四に、法人は、従たる事務所を設けることができるものとすること、

第五に、法人は、弁護士と同様、弁護士会及び日本弁護士連合会の会員になり、その指導監督を受けるものとすること

などであります。

本案は、去る三月六日に提出され、五月十八日本委員会に付託されたものであります。

委員会においては、昨二十三日森山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑終了の後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔保利耕輔君登壇〕

○保利耕輔君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、弁護士業務の基盤を拡大強化することにより、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図るために、弁護士業務を行うことを目的とする法人を設立するこ

と、第一に、弁護士法人の社員は弁護士に限るものとし、設立の方式は準則主義によるものとすること、

第二に、法人の業務範囲については、基本的に弁護士と同様のものとし、その業務については、原則として、全社員が業務執行権限及び代表権限を有するものとしているが、法人は、特定の事件について業務執行を担当する社員を指定することができるものとし、指定事件については、指定社員のみが業務執行権限及び代表権限を有するものとすること、

第三に、行政機関が行う政策の評価に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、行政機関が行う政策の評価に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。総務大臣片山虎之助君。

〔国務大臣片山虎之助君登壇〕

○国務大臣(片山虎之助君) 行政機関が行う政策の評価に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、本年一月の中央省庁再編にあわせ、新たに政策評価制度が全政府的に導入されたところであります。

政策評価制度は、政策について、常にその効果を点検し、不斷の見直しや改善を加えていくことで、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進するものであり、同制度に対しては国民各界各層から強い期待と関心が寄せられているところであります。

このような中で、政府は、本制度の実効性を高め、これに対する国民の信頼を一層向上させる観点から、その法制化について検討を進めてきたところでありますが、このたび、行政機関が行う政策の評価に関する法律案を取りまとめ、御提案することとなつたものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

この法律案は、行政機関が行う政策の評価に関

する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであります。

この法律案の要点は、第一に、各行政機関が、みずから所掌に係る政策について、適時に、その観点から評価を実施し、その結果を当該政策に適用して、必要性、効率性、有効性等の効果を把握して、効率性、有効性等の観点から評価を実施し、その結果を当該政策に適切に反映することとするものであります。また、評価の実施に当たっては、合理的な手法を用い、政策の特性に応じて学識経験を有する者の意見を活用することとしております。

第二に、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するとともに国民に対する説明責務を全うするために、政府全体の政策評価に関する基本方針を策定し公表するとともに、各行政機関が中期的な基本計画と一年ごとの実施計画を策定し公表することとしており、また、政策評価の結果については、過程に関する情報も含めた評価書を作成し、インターネット等により公表することとしております。さらに、政策評価の統一性、総合性及び厳密な客観性を確保する観点から、総務省が各行政機関の政策について評価し、勧告等を行うこととしております。

なお、この法律案は、一部を除き平成十四年四月一日から施行することとしております。

以上が、行政機関が行う政策の評価に関する法律案の趣旨であります。(拍手)

行政機関が行う政策の評価に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。今野東君。

〔今野東君登壇〕

○今野東君 民主党の今野東です。

民主党・無所属クラブを代表して、行政機関が行う政策の評価に関する法律案について質問します。(拍手)

政策評価制度については、ことし一月、中央省庁の再編にあわせて既に各省庁ごとに導入済みですが、省庁によって、その基準や方法が違つたり、また、政策評価そのものの価値を認めない傾向があつたり、その取り組みについては必ずしもうまくいっていないという現状があります。

現在行われている政策評価制度について、何かの効果があったとするのならば、まずそれをお聞かせいただきたいと思います。

私は、正しく政策評価をし、それを予算に反映させ、逼迫しているこの国の財政上のむだをなくしていくというのであれば、こうした法案には大いに賛成したい、大いに結構だと思います。しかし、政策を実行している省庁がみずからその政策について評価するということが、本当に可能なのでしょうか。

自分でつくった料理を自分で評価するというときには、費用はどうぞいいかかったか、材料費はどうぞいいかかったか、盛りつけはどうか、だしはきいているか、そういう項目を幾ら並べても、よせん自分で評価したものというレッテルはつきまといいます。

私は民主党の医療事故対策ワーキングチームの座長をしておりますが、医療事故の防止と航空機

事故の防止について、そのシステムをつくる上で大変似たところがあるのですね。そういうところから、航空業界で事故防止戦略を進めている方に伺うおいでいただきまして、いろいろお話を伺いました。

その中で、私は、コスメティック・コンプライアンスという言葉を聞きました。航空機事故が起るという話なんですね。

このコスメティック・コンプライアンスが問題にかかる効果があつたとするのならば、まずそれをお聞かせいただきたいと思います。

私は、正しく政策評価をし、それを予算に反映させて、逼迫しているこの国の財政上のむだをなくしていくというのであれば、こうした法案には大いに賛成したい、大いに結構だと思います。しかし、政策を実行している省庁がみずからその政策について評価するということが、本当に可能なのでしょうか。

私は、親が子供をしかりつけるときの言葉についていろいろ調べてみたことがあります。青森県

北津軽の一部の地域では、親が子供をしかりつけるときに、「どんざさじよ」へでにだぢゅへる」と言います。「どんざさじよ」へでにだぢゅへる」と「どんず」というのは、おしりのことです。「じょ」というのは、じょうじ、一升瓶から小さいグラスに液体を移したりなんかするときの。ブライアンス、やってるふり以前の、やるふりにしか思えません。

また、政策評価の結果の取り扱いについても、例えばこれを予算にどう反映させていくのか。これは、第四条にちょっと出てきます。「政策評価の結果の取扱いについては、予算の作成及び二以上の行政機関の所掌に係る政策であつて

その総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。」というのですが、どのように

に反映させるのか、また反映させる義務はあるのかないのか、この案文からは私には全くわかりません。総務大臣にお答えいただきたいと思います。

また、各省庁が正しく政策評価を行わなかつた場合はどうするのでしょうか。罰則規定が見当たらないません。

私は、子供のころ、親との約束を守らなかつたとき、何らかの罰則を与えられました。また、何らかの罰則の予告もされました。恐らく皆さんもそうであろうと思います。暗いところに入れるぞとか、押し入れに入れるぞとか、罰則をちらつかされたものです。

私は、親が子供をしかりつけるときの言葉についていろいろ調べてみたことがあります。青森県北津軽の一部の地域では、親が子供をしかりつけるときに、「どんざさじよ」へでにだぢゅへる」と言います。「どんざさじよ」へでにだぢゅへる」と「どんず」というのは、おしりのことです。「じょ」というのは、じょうじ、一升瓶から小さいグラスに液体を移したりなんかするときの。湯を入れてやるぞ。おしりにじょうじを入れて、煮えくり返ったお湯を入れてやるぞという意味です。

これは、まさか実行はしないんですよ。こういう罰則をちらつかせて子供に約束を守らせよ、見事なこれはユーモアであろうと思いますが、行政機関にみずから政策を評価させるとい

う甘い仕事をさせようとするのならば、それをしないときの罰則の規定をする必要があるのではないか。どうですか。

次に、評価の基準についてお尋ねします。

評価の基準には、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性という項目が設けられています。

評価の基準は、私はこれで十分だとは思っておりません。

二〇〇一年度末で日本の公債発行残高はおよそ三百八十九兆円になると財務省は発表しております。このような情勢を考えれば、当然、現在の厳しい財政状況の中であえて支出する意味のある政策かどうかによって評価する項目も必要です。また、地方分権の流れの中で、中央政府が行うべきか、地方自治体が行うべきかの視点からの評価を入れるべきだと考えますが、総務大臣の見解を伺います。

アメリカも日本に先駆けて評価法を取り入れています。

しかし、ナショナル・パフォーマンス・

レビュー、G P R A、これはガバメント・パ

フォーマンス・リザルト・アクトというのだそう

ですが、これを略して G P R A、ナショナル・パ

フォーマンス・レビュー、G P R Aなどの導入によつて、連邦政府の個々の政策について予算の関係を明白にしていった結果、膨大な財政赤字を解消できたと言われております。

これらの評価システムの原点には、国民を顧客と考えて、そして、そのニーズにこたえていく視点が必要であります。明確なミッションのもと、成果をベースにした行政運営を行い、顧客満足度で業績を測定する、そして国民主導の政府をつくっていく、これが、私たちの行政改革、そし

て、きょう取り上げられたこの政策評価法の原点でなければなりません。

三重県で、ある一定の成果が上がっている評価

法についてお話を伺いました。職員の意識改革に力を注いだとそのときに伺ったのですが、このあたりの意識改革の方向性を法案に明記すべきだと思います。行政の意識改革をしていくことへの大臣の意気込みをお聞かせください。

こういった評価が実効性と信頼性を得るには、第三者機関がなければなりません。国会には、憲法上、行政をチェックする権限があります。国会

こそが、行政に対する最も権威ある、また憲法上も保障された最も責任を負うべき機関なのですから、国会は、予算のむだ遣いを是正し、効率化を促し、それらを一つ一つの政策に反映させていく責任があります。

一九九六年に民主党から提出された日本版 G A

O、行政監視院法案は、行政の影響力が及ばず、政党とも離れている、中立な国会のもとに行政監

視院を設置するものでした。国の行政機関の業

務、予算の編成、執行状況の調査、分析、政策評

価をする、また、国会の各委員会や一定数の議員

の要求に応じて個別の政策を評価するものでもあ

ります。

今、この国が必要としているのは、癪着の構造

を許さない、鋭いメスを行政に入ることのできる

政策評価システム、国民に説明のつく、むだの

ない予算作成をつくり出す政策評価システムであ

ります。抜本的な改革をもたらすことのできる政

策評価システムでなければ意味はありません。

政策評価法は、行政の行政による評価を許すだ

けのものではありません。議会にチェック

する機会も与え、議会の行政府に対するチェック機能を強化するものであるべきです。

そもそも、行政機関はこうした法律がなければ政策評価をしないというのでは困ります。過去に

法についてお話を伺いました。職員の意識改革に力を注いだとそのときに伺ったのですが、このあたりの意識改革の方向性を法案に明記すべきだと思います。行政の意識改革をしていくことへの大臣の意気込みをお聞かせください。

こういった評価が実効性と信頼性を得るには、第三者機関がなければなりません。国会には、憲法上、行政をチェックする権限があります。国会

こそが、行政に対する最も権威ある、また憲法上も保障された最も責任を負うべき機関なのです

から、国会は、予算のむだ遣いを是正し、効率化を促し、それらを一つ一つの政策に反映させていく責任があります。

外務省の経済協力局が出した経済協力評価報告書を見ますと、「ODAに関する評価が我が国のさまざまな分野から注目を集めています」という書き出しが、「ODAの透明性を確保するとともに、国民に対するアカウンタビリティを果たすことも大切です」と大変立派なことが書かれてあります。

そこには示されている個々の評価についても、いかにもまじめに評価し、その報告がなされているように見えますが、その一つ一つについて評価するに当たりどれほどの国費が出費されているのか

と思ってみると、例えば、一九九四年度のフィリピンの都市化と移住環境についての評価は、世界経営協議会に評価調査を委託して、一千五百八十七万円かかっています。一九九七年度のベトナム援助実施体制評価については、国際高等教育開発機構に委託して八百万円、一九九九年度のカンボジア援助実施体制評価については、海外コンサルティング企業協会に委託して、七百九十万円かかります。これらの金額がまとまりますと、大変な額になります。

今、この国が必要としているのは、癪着の構造

を許さない、鋭いメスを行政に入ることのできる

政策評価システム、国民に説明のつく、むだの

ない予算作成をつくり出す政策評価システムであ

ります。抜本的な改革をもたらすことのできる政

策評価システムでなければ意味はありません。

政策評価法は、行政の行政による評価を許すだ

けのものではありません。議会にチェック

る、効果がもたらされた、促進された、改善傾向にあるなど、肯定的な評価ばかりです。

こうした現実を見て、外務省にかかわらず、行

政機関が行う政策の評価を私たちには評価できるでしょうか。総務大臣に伺います。(拍手)

そもそも、外務大臣に伺いますが、バンコクのサムット・プラカント水処理プロジェクトやケニアのソンドウ・ミリウダムについて、どのように事前評価されたのか、お聞かせください。また、何かと問題の多いODAを今後どのように評価していかれるのでしょうか、お尋ねします。

公共事業に関連しても、事前に評価をし、途中でもその執行について評価を重ねていたのならば起こらなかつたであろうトラブルが、山ほどあります。川辺川ダムや吉野川可動堰、諫早湾干拓など、なぜ今あるようなことになつているのか、私たちは真摯に受けとめるべきであると考えます

が、総務大臣に伺います。

最後に、省令再編の目玉である政策評価制度が形式的なものに終わらないよう、とともに私たち

が知恵を出し合って行わなければならないということを確認して、質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣片山虎之助君登壇〕

○國務大臣(片山虎之助君) 今野議員から何点かの御質問がありました。

現時点において何らかの効果があつたかと。実は、政策評価制度の導入は本年の一月でございまして、ここで標準的なガイドラインをつくりまして、各府省に示したわけであります。そこで、そのガイドラインに基づいて各府省は政策評価の実

施要領をつくり、さらにそれに基づく運営の方針

官報 (号外)

を策定して、現在、それに基づいて実施を始めたところでございます。

そのために、この法律をこの通常国会でしっかりと根拠法としてぜひ成立させていただきたい、こういうことでございますので、私は、これで各府省が次第に政策評価に習熟していって、着実に効果を上げていくのではなかろうか、こう思っておりますが、まだ始まつたばかりでござりますので、もう少し時間をかしていただきたい、

こういうふうに思います。それから、予算にどういうふうに反映するか、こういうことでありますけれども、政策評価をやるもののが予算に反映しないようでは、これは大変問題だ、こういうふうに私は思つておりまして、この法案では、各府省に、予算要求の段階で政策評価の結果を反映させることを義務づけております。また、これは、政府全体において予算編成の過程において政策評価の結果を重要な判断材料として活用する努力義務を課しておりますし、この政策評価を予算編成にどのように使うかは、御承知の経済財政問合議においても十分に議論してまいりたい、こういうふうに考へておるところであります。

それから、罰則が要るのではないか、こういうことでござりますけれども、行政機関に罰則といふのはいかがかと思ひますが、この政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するために、まず、各府省の政策評価に関する計画の公表を義務づけております。そして、その評価の結果についても過程を含めて公表することを義務づけております。これが一つ。それからもう一つは、できるだけ学識経験者の

意見を政策評価に活用するようにと、これをさらにつけておりますし、その上で、各府省がばらばらになるようなら私どもの方の総務省が二次的な評価をやる、こうことで政策評価の実効性を担保いたしておりまして、罰則規定の必要はないものと考えております。

それから、評価の基準として必要性、有効性、効率性、こういうものだけでいいのかな、こういふ御質問がありました。

法律では、これらの上に、政策の特性に応じてこれ以外の観点からの評価をつけ加えてもいい、こういうことにいたしておりまして、今野議員の言われる、例えは中央と地方の適切な役割分担、まさに結構であります。私どもの方もそういう仕事をやっておりますので、そういうことをつけ加えて政策評価を適用していただくことは大いに歓迎するところであります。

それから、職員一人一人の意識改革の必要があるのではないか、三重県の例を言ってのお尋ねがございました。

私も、まさに政策評価の浸透には職員一人一人の意識改革が前提だ、不可欠だ、こう思つております。そして、そういう職員の人材の確保、資質の向上のために必要な研修、こういうことは大いにやつていかなければならぬと思いますので、外部の専門家の協力も仰ぎながら、各府省一体として協議しながら積極的かつ継続的に取り組んでまいります。

本当に客観的な評価ができるのか、こういふございました。本当に客観的な評価ができるのか、こういふございました。ODAの評価につきましては、評価の公平性、客観性を確保するとともに、種々の視点から評価を行なうべく、例えば外部監査にも力を入れております。外部の有識者の方々やNGOの関係者等へ

ことを基本にいたしておりますけれども、いろいろな形でその厳格な実施を確保するために、まずは、できるだけ政策評価に合理的な手法を導入してもらうこと、また、できる限り定量的に政策評価を把握すべきこと、先ほども言いましたが、学

識経験者の、第三者の意見を活用すべきこと、また、評価に関してはあらゆることをすべて情報公開すること。

始まつたばかりですから、これからですよ。我々は、大いに研究しながら、この政策評価を実りあるものにするように努力してまいりたい、こう思つておりますし、総務省としてはその調整、言つておきますから、私どもの方もそういう仕事をやっておりますので、そういうことをつけ加えて政策評価を適用していただくことは大いに歓迎するところであります。

本法案におきましては、国民生活や社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの、多額の費用を要するもの、かつ事前評価の方法が開発されているもの等で特定のものにつきましては、個別に事前評価を行なうことを義務づけております。また、一定期間未着手または未了の個別事業に関する評価を行なうことも義務づけておりますし、事後評価の義務づけも行なうところです。また、先ほど言いましたけれども、次第に、各府省、成熟していくりますれば、国民の関心の高い公共事業につくても、より客観的かつ厳格な評価、事業採択ができるものと確信いたしております。御協力をよろしくお願いいたします。

以上であります。(拍手)

[副大臣杉浦正健君登壇]

○副大臣(杉浦正健君) 今野議員の御質問にお答え申し上げます。

その前に、ただいま外務大臣は、アジア欧州会合と申します外務大臣の会合に出席するため、北京に出張いたしておりますので、私から御答弁申し上げることをお許し賜りたいと存じます。

ケニアのソンドウ・ミリウ水力発電計画及びタガニヤのサムット・プラカン下水処理事業に対する事前評価についてのお尋ねでございます。

実施に先立ちまして、当時の海外経済協力基金、現在は国際協力銀行となつておりますが、海外経済協力基金において適切な役割分担、両政府に対しまして指摘をしているところでござります。

政府といたしましても、これらの事業における環境配慮や地元住民との対話等の重要性につき、さまざまな機会をとらえまして、ケニア及びタイ両政府に対しまして指摘をしているところでござります。

また、ODA事業の今後の評価に関してのお尋ねでござります。

政府といたしましては、第一に、ODAの効果的、効率的な実施、第二に、ODAの質の向上、第三に、国民に対してODAの実態や成果を明らかにするといった観点から、ODAの評価を重視いたしております。

ODAの評価につきましては、評価の公平性、客観性を確保するとともに、種々の視点から評価を行なうべく、例えば外部監査にも力を入れております。外部の有識者の方々やNGOの関係者等へ

委嘱する評価、あるいは他の援助国との合同による評価も実施いたしております。

また、評価結果は、御存じのとおり、年次報告書の発行もいたしておりますし、ホームページ上の全文掲載も行ってまいりております。

ですが、さらに昨年の七月からは、調査の終了する」と迅速かつ簡潔な形でホームページでの公表を開始するなど、情報公開に努めてまいっております。

政府としては、より効果的、効率的な援助に役立ちますように、今後とも評価の一層の充実に努めてまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十八分散会

出席國務大臣

総務大臣 片山虎之助君
法務大臣 森山 真弓君
財務大臣 塩川正十郎君
国土交通大臣 扇 千景君

出席副大臣

総務副大臣 遠藤 和良君
外務副大臣 杉浦 正健君

(理事補欠選任)

一、去る十八日、常任委員会において、次のとお

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

一、去る十八日、農住組合法の一部を改正する法律

一、去る十八日、都市緑地保全法の一部を改正する法律

一、去る十八日、裁判官訴追委員会を改正する法律

一、去る十八日、委員会委員長及び堀川参議院事務総長あて、本院は、裁判官訴追委員会を次のとおり補欠選任した旨通知した。

一、去る十八日、谷務務総長から谷川裁判官訴追委員会委員長及び堀川参議院事務総長あて、本院は、裁判官訴追委員会を次のとおり補欠選任した旨通知した。

一、去る十八日、岩永峰一君去る七日委員会委員長及び堀川参議院事務総長あて、本院は、裁判官訴追委員会を次のとおり補欠選任した旨通知した。

一、去る二十二日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

一、去る二十二日、安全保障委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

一、去る二十二日、安田龍司君(理事安田龍司君去る四月二十六日委員会委員長につきその補欠)

り理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 米田 建三君(理事小島敏男君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

内閣委員会

小西 哲君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

宮澤 喜一君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

平井 卓也君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

小西 哲君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

宮澤 喜一君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

藤井 裕久君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

都築 讓君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

瀬古由起子君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

不破 哲三君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

(常任委員会辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員会

小西 哲君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

宮澤 喜一君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

平井 卓也君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

小西 哲君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

宮澤 喜一君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

藤井 裕久君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

都築 讓君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

瀬古由起子君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

不破 哲三君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

藤井 裕久君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

都築 讓君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

瀬古由起子君(後藤田正純君去る七月一日委員会委員長につきその補欠)

官報(号外)

平成十三年五月二十四日 衆議院会議録第三十一号 議長の報告

七条 明君 辞任	農林水産委員 原田昇左右君 指名	坂本 刚二君		福井 照君		川内 博史君		松岡 利勝君		今田 保典君		伴野 豊君		吉田 公一君		伴野 豊君		吉田 公一君		井上 和雄君		林 省之介君		竹本 直一君		望月 義夫君		井上 和雄君		林 省之介君		竹本 直一君			
		奥田 建君	熊谷 市雄君	谷本 龍哉君	谷本 龍哉君	前田 雄吉君	中津川 博郷君	竹本 直一君	松野 賴久君	岩倉 展人君	二階 俊博君	吉田 公一君																							
武正 公一君	農林水産委員 岡下信子君 指名	武正 公一君		藤井 幸男君		西田 幸男君		奥田 建君		奥田 建君		奥田 建君		奥田 建君		奥田 建君		奥田 建君		奥田 建君		奥田 建君		奥田 建君		奥田 建君		奥田 建君		奥田 建君		奥田 建君			
		西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君	西田 幸男君				
倉田 雅年君	国土交通委員 辞任	高橋 錠一郎君		赤羽 一嘉君		左藤 章君		高橋 徹君		高橋 徹君		高橋 徹君		高橋 徹君		高橋 徹君		高橋 徹君		高橋 徹君		佐藤謙一郎君													
		西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君	西田 武彦君				
谷田 武彦君	経済産業委員 辞任	春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君		春名 真章君	
		穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君	穂高 剛君			
一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			
一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。																																			

官 報 (外) 号		商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う 関係法律の整備に関する法律案(相沢英之君外 六名提出)	
(議案付託)		一、去る十八日、委員会に付託された議案は次の とおりである。	
消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第六 一号)		二、去る十八日、委員会に付託された議案は次の とおりである。	
弁護士法の一部を改正する法律案(内閣提出第六 二号)		三、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領し ておりである。	
商工会法の一部を改正する法律案(内閣提出第五 五号)		四、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領し ておりである。	
経済産業委員会 付託		五、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領し おりである。	
温泉法の一部を改正する法律案(内閣提出第六 六号)		六、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領し おりである。	
浄化槽法の一部を改正する法律案(内閣提出第 八一号)		七、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領し おりである。	
以上二件 環境委員会 付託		八、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領し おりである。	
一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次の とおりである。		九、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
中間法人法案(内閣提出第七〇号)		十、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
法務委員会 付託		十一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
国際方勵機関憲章の改正に関する文書の締結に ついて承認を求めるの件(条約第八号)		十二、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための 即時の行動に関する条約(第八八二号)の締結 について承認を求めるの件(条約第九号)		十三、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の 協定の締結について承認を求めるの件(条約第 一一号)		十四、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
以上三件 外務委員会 付託		十五、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
気象業務法の一部を改正する法律案(内閣提出 第五六号)		十六、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
(議案送付)		十七、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
以上二件 國土交通委員会 付託		十八、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
(議案受領)		十九、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
(答弁書受領)		二十、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
水防法の一部を改正する法律案(内閣提出第五 七号)		二十一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
(議案通知)		二十二、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
一、去る十八日、参議院送付の次の内閣提出案を 可決した旨参議院に通知した。		二十三、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
農林組合法の一部を改正する法律案 (質問書提出)		二十四、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
都市緑地保全法の一部を改正する法律案		二十五、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
内閣官房報償費の目的に関する再質問主意書 提出者 金田 誠一		二十六、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
内閣官房報償費の目的に関する再質問主意書 書		二十七、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
内閣官房報償費の目的に関する再質問主意書 に対する政府答弁書(以下「答弁書第 十九号」という。)の不明な点につき再度質問す る。		二十八、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
① 現在行われている内閣報償費の支出方法に ついて、行政の円滑かつ効果的な遂行に重大 な支障を生じるおそれがない範囲で明らかに されたい。		二十九、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
② 内閣報償費の支出方法は、国家公務員法第 百条で定める「秘密」に該当するのか明らかに されたい。		三十、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
③ 答弁書第十三号では、内閣官房報償費の具体 的な用途等について、一般的に国家公務員法第 百条で定める「秘密」に該当するものと答弁して いる。		三十一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
しかし今日までの国会審議及び外務省におけ る記者会見等において、総理外國訪問時の旅費 差額が内閣官房報償費から支出されていたこと が明らかにされている。		三十二、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
用される法令。		三十三、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
④ 内閣官房報償費以外にも取扱責任者が置か れている国の経費。		三十四、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
四、内閣官房報償費に関して、答弁書第十九号で いう当面の任務と状況に応じその都度の判断一 を行ふ者の官職と氏名を明らかにされたい。		三十五、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
ケニア共和国ソンドウ・ミリウ水力発電事業に 関する質問主意書(首藤信彦君提出)		三十六、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	
道路特定財源の見直しなどに関する質問主意書 (原陽子君提出)		三十七、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員 提出案を参議院に送付した。	

官報(号外)

そこで以下の点を明らかにされたい。

① 総理外國訪問時の旅費差額が内閣官房報償費から支出されていたという事実は、政府答弁書でいう「具体的な使途等」に当たるのか否か。

② この事実は、国家公務員法第百条で定める「秘密」に該当するのか否か。

③ この事実が明らかになつたことで、「行政の円滑かつ効果的な遂行」という公の利益に重大な支障」(答弁書第十三号)が現在生じているか。

六 答弁書第十三号では、「内閣官房の報償費についてその具体的な使途等を公表しない」とを直接規定した法令はないが、その経費の性格上、予算に計上されて以来一貫してこうした取扱いを原則としているところである」と答弁している。

そこで以下の点を明らかにされたい。

- ① その具体的な使途等を公表しないことを決定した経緯について、政府においては記録が残っていないのか。
- ② 同答弁書でいう「原則」は、内閣・内閣法第二条第一項でいうところのもの、内閣総理大臣あるいは内閣官房長官に対して拘束力をもつのか否か。
- 七 「衆議院議員金田誠一君提出外務省公金横領疑惑と予算執行職員の責任に関する質問に対する答弁書」では、予算執行職員の責任について「これら職員による事務は適正に行われていたと考えている」と答弁している。
- そこで以下の点を明らかにされたい。
- ① 外務省公金横領疑惑が発覚してから、これ

に係わる予算執行職員の事務が適正に行われたかについて調査がなされたのか。

- ② 同答弁書でいう「これら職員による事務は適正に行われていた」と判断した者の官職と氏名。

八 内閣官房においては秘密保全のための規則が存在するのか。存在するのであれば、そのタイトル・発簡番号・制定年月日を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五一第五〇号
平成十三年五月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員金田誠一君提出内閣官房報償費の目的に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員金田誠一君提出内閣官房報償費の目的に関する再質問に対する答弁書

一について

内閣官房の報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費である。

二の①及び②並びに三について

内閣官房の報償費の取扱責任者は、事実上の呼称であり、これに関する法令の規定はないが、当該報償費はその性質上、取扱責任者の請求に基づき、取扱責任者に対して支出され、取

扱責任者は当該報償費の目的に沿って、その都度の判断により、最も適当と認められる方法で当該報償費の支払いをしている。内閣官房の報償費に係る取扱責任者は、その時々の内閣官房長官である。

二の③について
取扱責任者に対して支出がなされた金銭は、引き続き公金としての性格を有しており、刑法(明治四十年法律第四十五号)等の適用が排除されるものではない。

二の④について

内閣官房の報償費以外に取扱責任者が置かれている国の経費は、警察庁所管の報償費のうち協力者報奨金、防衛庁所管の報償費のうち情報収集経費及びその他機密事案の経費、外務省所管の報償費及び政府開発援助報償費、厚生労働省所管の報償費のうち事件その他の情報収集費用及びその他の情報収集費用、内閣官房所管の報償費及び政府開発援助報償費、厚生労働省所管の報償費のうち麻薬取締行政及び労働行政の情報収集に必要な経費、国土交通省所管の報償費のうち情報収集費用及び事件等の調査活動費、警察庁、金融庁、財務省及び国土交通省所管の捜査費、公正取引委員会所管の審査活動費及び公安調査活動費並びに厚生労働省所管の麻薬取締活動費、労働関係調査委託費及び日雇労働者実態調査委託費である。

二の①及び②並びに三について
内閣官房の報償費について、計算証明規則(昭和二十七年会計検査院規則第三号)第十一條の規定に基づき、会計検査院の承認を受けて

四について

取扱責任者は、報償費の目的に沿って、その都度の判断により、適切な使途について、最も適当と認められる方法で報償費の支払いをしている。現在行われている支払方法を明らかにすることは、行政の円滑かつ効果的な遂行に重大な支障を生ずるおそれがあるため、答弁を差し控えるが、報償費の支払いに当たっては取扱責任者において厳正な取扱いに配意しているところである。

また、この支払方法については、一般的に國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第百条第一項の「職務上知ることのできた秘密」に該当するものと考えられる。

五について

内閣官房の報償費が、内閣総理大臣の外國訪問に随行した者が現に要した宿泊費と当該者に旅費として支給された宿泊料との差額として支払われていた事実については、内閣官房の報償費の具体的な使途等に該当するものであり、当該事実は、国家公務員法第百条第一項の「職務上知ることのできた秘密」に該当していたものであるが、当該事実に関連して国家公務員による犯罪が行われたのではないかとの疑いが生じ、この事案が検査の対象となるなど社会的影響の大きさにかんがみ、あえて当該事実を明らかにしたところである。

六の①について
お尋ねの「記録」は存在しない。

六の②について
内閣官房の報償費の使途等については、一般的に官吏服務紀律(明治二十年勅令第二十九号)

第四条第一項の「官ノ機密」に該当するものと考えられるところ、内閣総理大臣及びその他の国務大臣は、同項により、守秘義務を課されている。

七について

内閣官房の報償費の支出は、常に会計法(昭和二十二年法律第三十五号)等の法令に基づいて行われているところであり、政府として、御指摘の事案に関しても予算執行職員である支出負担行為担当官、支出官等により適正な事務処理が行われていたと判断している。

八について

お尋ねの「秘密保全のための規則」は、内閣官房における秘密の保全を直接の目的として制定された規則を指すものと解されるところ、これに該当するのは、「内閣官房秘密文書取扱規程」(平成十三年一月六日内閣総理大臣決定)である。

平成十三年四月二十七日提出
質問 第五十九号

選挙運動へのインターネット等使用に関する質問主意書

提出者 島 聰

選挙運動へのインターネット等使用に関する質問主意書

インターネット上のホームページ、電子メールを使った選挙運動については、総務省(旧・自治省)は繰り返し、公職選挙法上違法であるとの解説を示している。他方、電話による選挙運動については、法律上

規定がないため適法である。

近年、両者の融合型、発展型とでも言うべき機器が登場・普及している。参議院選挙を目前にして、これらの使用の可否について明確な判断がなければ、ボランティア、有権者の間に無用の混乱を招く。よって、以下、質問する。早急な回答を望む。

一 「Jモード」「Jフォン」等の携帯電話型ブラウザフォンは、すでに普及が進み、現在、携帯電話でのインターネット利用者は、三六四万人に上る。

これらの選挙運動への使用については、昨年四月二三日の衆議院倫理・選挙特別委員会でも質問し、「違法である」旨の答弁を承っているが、電話をする感覚でメールを送っているものが文書画面にあたるから違法だというのは、通常人の感覚とずれている。また、安価な携帯電話メールを規制することは、文書画面規制の本来的目的の一つである「お金のかからない選挙を実現する」という点から見ても不合理である。

二 「Jモード」と称する固定電話型ブラウザフォンが、今年六月から供用される予定である。これらは通常人から見て、携帯電話型のブラウザフォンと比べてもさうに、電話の感覚に近い。

固定電話の一機能としてインターネットが付属されているのであり、料金体系も電話のそれと同様である。

選挙運動に「Jモード」を使用することは、公

職選挙法上適法か否か。

三 いわゆる「テレビ電話」は近年、家庭向けの製品が発売されるなど、普及の傾向にある。これは、まさに電話そのものである。

選挙運動に「テレビ電話」を使用することは、公職選挙法上適法か否か。

右質問する。

内閣衆質一五一第五九号
平成十三年五月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 編賀 民輔殿

衆議院議員島聰君提出選挙運動へのインターネット等使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員島聰君提出選挙運動へのインターネット等使用に関する質問に対する答弁書

弁書

一について

政府としては、昨年四月十三日の衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会におけるお尋ねのいわゆる携帯電話型ブラウザフォンを選挙運動に使用することに関する答弁書を変更する考へはない。

二及び三について

あらためて、携帯電話型ブラウザフォンを選挙運動に使用することが違法であるという解釈を変更するつもりはないかを問う。

同様である。

同様に規定する文書画面とは、文字若しくは

これに代わるべき符号又は象形を用いて物体の

上に多少永続的に記載された意識の表示をいい、スライド、映画、ネオン・サイン等もすべて含まれるものであり、コンピュータ等のディスプレイ上に表れた文字等を用いた意識の表示は、同項に規定する文書画面に該当する。

お尋ねのいわゆる固定電話型ブラウザフォン及びいわゆるテレビ電話のディスプレイ上に表れた文字等の意識の表示は、同項各号に規定する文書画面以外の文書画面であり、かつ、文書画面を不特定又は多数人に発信到達させる行為は、同項に規定する頒布に該当するので、この意識の表示が選挙運動のために使用するものでは、同項に規定する頒布に該当するので、このある場合には、これを不特定又は多数人に発信到達させることは、同項の規定に違反する。

もとと、いわゆるテレビ電話を用いて選挙運動を行う場合に、例えば、通話の最中、当該テレビ電話のディスプレイに単に候補者以外の通話者が映し出されるにすぎないようなときは、同項の規定に違反しない。

なお、いわゆる固定電話型ブラウザフォン又はいわゆるテレビ電話のディスプレイに映し出されたものを選挙運動のために掲示することは、同法第百四十二条第二項の規定に違反する。

一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員佐藤謙一郎君提出ごみ処理庁域化計画に関する質問に対する答弁書

十二条第一項は、選挙運動のために使用する文書画面について、同項各号に規定するもののはかは、颁布することができないと規定している。

衆議院議員平岡秀夫君提出憲法第六六条第二項の文民規定に関する質問に対する答弁書

平成十三年四月十七日提出
質問 第五五号

ごみ処理広域化計画に関する質問主意書

提出者 佐藤謙一郎

厚生省が平成九年に出した部長通知「ごみ処理の広域化について」に依拠した都道府県の指導の下で、全国の市町村は一斉にこれ迄の自治区内処理から広域処理へとごみ行政の転換を進め、地域によっては既に広域連合を設立するなど、事業化に踏み出している。

これに対し住民はかねてから、廃棄物処理法に明記されていない一般廃棄物の広域化処理を通じて行政で強制的に押しつけてくる国の意図は何か、市町村の自治事業である一般廃棄物の処理に関する国が選択の余地のないやり方で干渉してくるのは違法ではないか、等の意見を投げかけてきたが、説明もないまま、都道府県は各市町村の一般廃棄物処理基本計画及び廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画の改定を含む、ごみ処理広域化計画策定の政策誘導を進めている。

平成九年以降の一連の関係法令改定と、おびただしい関連連達を見る時、國の意図する廃棄物政策は本来なら立法機関に委ねるべき法整備を産官主導で、かつ周到に行政手法を駆使して先行しているのではないかという疑惑をぬぐい去ることが出来ない。

従つて、次の事項について質問する。

一 通知「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」(平九・一・二八)に別添として

「ごみ処理広域化計画に関する質問主意書

付けられた「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止ガイドライン」—ダイオキシン類削減プログラム(平九・一、「ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会」という文書は、「告示」の参考資料なのか、その法的性格を明示しておかず、告示でない「基準」なのか、或いは単なる参考資料なのか、その法的性格を明示して欲しい。

二 右検討会の「ダイオキシン・ガイドライン」には、削減対策、発生抑制対策として焼却施設の整備等につき、具体的な施設の種類(灰・飛灰の溶融固化施設等)を強制的誘導(設置すること)とし、これを補助金交付の条件としているが、これらの施設が無公害の施設となるという科学的根拠が全くない。国庫補助を付けてまで特定の施設を政策誘導するについては、それらの施設が既設の施設と同程度の性能を有することを証明する実用試験のデータ、或いは学術論文等に依拠している筈であり、その根拠を明示して欲しい。

三 同様に「ガイドライン」には殆ど記述のない、排煙・残灰・飛灰・排水その他に含有されるダイオキシンの挙動について、また高温溶融炉が発生させる重金属ガスや溶融スラグ中の有害物質について「無害化」を証明する根拠を示して欲しい。

四 右の根拠データ、文献が万一本在しないのであれば、政策誘導した処理施設から公害が発生した場合、国は当然その責任(不作為責任・未必の故意)を負わなければならないと考えるがどうか。

て市町村を指導することを命じている。同計画は都道府県の全市町村を対象とし、焼却施設、灰溶融施設、処分場はおろか、し尿処理施設まで含めるとしている。しかし、言うまでもなく市町村など基礎自治体は、国家行政組織から独立した地方自治制度を憲法(第八章)で保護されおり、一般廃棄物に係る事務は廃棄物処理法においても、地方自治法においても全て基礎自治体の自治事務と定められている。「広域化計画」は都道府県を介して一般廃棄物の事務を国に移そうという政策干渉であると考えられるがどうか。

右質問する。

内閣衆質一五一第五五号
内閣総理大臣 小泉純一郎
内閣衆質一五一第五五号
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 締貫 民輔殿
衆議院議員佐藤謙一郎君提出「ごみ処理広域化計画に関する質問」に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐藤謙一郎君提出「ごみ処理広域化計画に関する質問」に対する答弁書

一について

「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン—ダイオキシン類削減プログラム(以下「ガイドライン」という。)は、平成八年六月に厚生省生活衛生局水道環境部に設置された「ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会」が取りまとめ、「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」(平成九年一月二十日付け)衛環第二十一号各都道府県知事あて通知(以下「部長通知」という。)に添付された資料であり、その技術的性格は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項に基づく法律的な助言(以下「技術的助言」という。)であつて市町村を指導することを命じている。同計画は都道府県の全市町村を対象とし、焼却施設、灰溶融施設、処分場はおろか、し尿処理施設まで含めるとしている。しかし、言うまでもなく市町村など基礎自治体は、国家行政組織から独立した地方自治制度を憲法(第八章)で保護されおり、一般廃棄物に係る事務は廃棄物処理法においても、地方自治法においても全て基礎自治体の自治事務と定められている。「広域化計画」は都道府県を介して一般廃棄物の事務を国に移そうという政策干渉であると考えられるがどうか。

右質問する。

二について

お尋ねの灰・飛灰の溶融固化施設等の設置に係る記述は、部長通知4の(1)における「ごみ焼却施設の新設に当たっては、焼却灰・飛灰の溶融固化施設等を原則として設置すること」との記述を指すものと解されるところ、焼却灰・飛灰の溶融固化施設等は焼却灰及び飛灰中のダイオキシン類の削減に資するものであることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第四条第三項において国は市町村及び都道府県に対して必要な技術的援助を与えることに努めなければならないとされていることを踏まえ、技術的助言として部長通知に記述したものである。

また、焼却灰及び飛灰の再生利用及び減量化を図る観点から、平成九年度以降に新たに着工するごみ焼却施設の整備事業については、原則として焼却灰及び飛灰の再生利用及び減量化を図るために溶融固化設備を有していることを廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付の条件としているところであるが、溶融固化設備は焼却灰及び飛灰中の重金属の溶出防止及びダイオキシン類の削減にも資するものである。

八日付け衛環第二十一号各都道府県知事あて通知(以下「部長通知」という。)に添付された資料であり、その技術的性格は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項に基づく法律的な助言(以下「技術的助言」という。)であつて市町村を指導することを命じている。同計画は都道府県の全市町村を対象とし、焼却施設、灰溶融施設、処分場はおろか、し尿処理施設まで含めるとしている。しかし、言うまでもなく市町村など基礎自治体は、国家行政組織から独立した地方自治制度を憲法(第八章)で保護されおり、一般廃棄物に係る事務は廃棄物処理法においても、地方自治法においても全て基礎自治体の自治事務と定められている。「広域化計画」は都道府県を介して一般廃棄物の事務を国に移そうという政策干渉であると考えられるがどうか。

右質問する。

二について

お尋ねの灰・飛灰の溶融固化施設等の設置に係る記述は、部長通知4の(1)における「ごみ焼却施設の新設に当たっては、焼却灰・飛灰の溶融固化施設等を原則として設置すること」との記述を指すものと解されるところ、焼却灰・飛灰の溶融固化施設等は焼却灰及び飛灰中のダイオキシン類の削減に資するものであることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第四条第三項において国は市町村及び都道府県に対して必要な技術的援助を与えることに努めなければならないとされていることを踏まえ、技術的助言として部長通知に記述したものである。

また、焼却灰及び飛灰の再生利用及び減量化を図る観点から、平成九年度以降に新たに着工するごみ焼却施設の整備事業については、原則として焼却灰及び飛灰の再生利用及び減量化を図るために溶融固化設備を有していることを廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付の条件としているところであるが、溶融固化設備は焼却灰及び飛灰中の重金属の溶出防止及びダイオキシン類の削減にも資するものである。

根拠については、例えば、ガイドラインの資料三の四において、焼却灰及び飛灰を溶融固化することによりダイオキシン類の九十九パーセント以上が分解され、生成される溶融スラグ中のダイオキシン類の濃度は極めて低濃度になることが示されている。

二について

お尋ねの排煙、残灰、飛灰、排水その他に含有されるダイオキシンの挙動については、挙動の定義が明らかではなく、また、ダイオキシンの発生状況等は廃棄物処理の条件により異なるものであるため、お示しすることは困難である。

また、ごみの高温溶融炉から発生する重金属ガスについては、廃棄物処理法第八条の二第一項第一号及び第八条の三に基づく技術上の基準に適合している廃棄物処理施設であれば、重金属ガスはガス冷却設備で液体又は固体粒子となり、排ガス処理設備等で捕集されるため、生活環境保全上の支障が生ずるおそれはないものと考えている。

さらに、ごみの高温溶融炉から発生するものも含め、溶融スラグに含有されるダイオキシン類については、二について述べたとおりであり、また、溶融スラグに含有される重金属については、例えば、平成九年度に厚生科学研究所で行われた焼却灰の循環利用に関する研究において、焼却灰及び飛灰を溶融固化施設により溶融スラグ化することは含有される重金属の溶出防止に資することが示されている。

四について
お尋ねの根拠データ等については、二について

て及び三について述べたとおりである。ま

た、廃棄物処理施設については、廃棄物処理法その他の関係法令に基づき、生活環境保全上の支障が生じないよう適切な規制等が行われているものと考えている。

五について

二について述べたとおり、部長通知は、廃棄物処理法第四条第三項において国は市町村及び都道府県に対して必要な技術的援助を与えることを踏まえて行われた技術的助言であり、一般廃棄物の事務を国に移そうということを意図したものではない。

平成十三年五月十五日提出
質問 第六六号
憲法第六六条第二項の文民規定に関する質問
主意書

提出者 平岡 秀夫

憲法第六六条第一項の文民規定に関する質問
主意書

衆議院議員平岡秀夫君提出憲法第六六条第一項の文民規定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一五一第六六号
平成十三年五月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 編貫 民輔殿

衆議院議員平岡秀夫君提出憲法第六六条第一項の文民規定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員平岡秀夫君提出憲法第六六条第一項の文民規定に関する質問に対する答弁書

二項の文民規定に関する質問に対する答弁書

憲法第六六条第一項の文民規定に関する質問
主意書

國務大臣の資格要件の一つとして、憲法第六六条第二項に内閣総理大臣その他の國務大臣は、

文民でなければならない」と定められている。

そこで、次の事項について質問する。

中谷元・防衛庁長官は、元陸上自衛官であった。彼は、「軍人」であると考えられる自衛官が、憲法第六六条第二項に違反することとなることを回避するために、自衛官を退官し、その後に國務大臣に任命されるということになれば、憲法第六六条第二項が形骸化することになる。

従って、自衛官であったものは「文民」ではないと解釈すべきであり、「文民」ではないと解されるることを防ぐという同項の規定の趣旨に照らして、「旧陸海軍の職業軍人の経験を有する者であつて、軍国主義的思想に深く染まっていると考えられるもの」もまた、同項にいう「文民」には該下で、自衛官及び国会議員となつたものである)を國務大臣に任命することは、憲法第六六条第二項違反であると考えるが、政府の見解如何。右質問する。

なお、政府は、従来から、国改が武断政治に陥ることを防ぐという同項の規定の趣旨に照らして、「旧陸海軍の職業軍人の経験を有する者であつて、軍国主義的思想に深く染まっていると考えられるもの」もまた、同項にいう「文民」には該下で、自衛官及び国会議員となつたものである)を國務大臣に任命することは、憲法第六六条第二項違反であると考えるが、政府の見解如何。右質問する。

と解釈すべきであり、「文民」ではないと解されるることを防ぐという同項の規定の趣旨に照らして、「旧陸海軍の職業軍人の経験を有する者であつて、軍国主義的思想に深く染まっていると考えられるもの」もまた、同項にいう「文民」には該下で、自衛官及び国会議員となつたものである)を國務大臣に任命することは、憲法第六六条第二項違反であると考えるが、政府の見解如何。右質問する。

（答弁通知書受領）

一、去る十八日、内閣から、衆議院議員左藤謙一郎君提出塩ビ製医療器具に関する再質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、衆議院議員金田誠一郎君提出外務省公金横領疑惑における外務省内部調査に関する再質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年六月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、衆議院議員山花郁夫君提出小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年六月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、衆議院議員山花郁夫君提出小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年六月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、衆議院議員川田悦子君提出民間都市開発推進機構に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年六月六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

気象業務法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十三年三月一日

内閣総理大臣 森 喜朗

気象業務法の一部を改正する法律
右
国会に提出する。

第三十一条 構造、使用条件、使用状況等からみて検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして国土交通省令で定めることとする。

第三十二条 第二項中「第二十八条第一項第一号及び第二号」を「第二十八条第一項第一号」に改め、同条の次に十三条を加える。
(測定能力の認定)

第三十二条の二 気象庁長官は、申請により、気象測器の器差の測定を行う者について、国土交通省令で定める区分に従い、その事務所ごとに、次の各号に適合している旨の認定をすることができる。

一 気象測器の器差の測定を行う者の能力が国

土交通省令で定める基準を満たすものである

こと。

二 気象測器の器差の測定用いる国土交通省

令で定める測定器その他の設備が、国土交通

省令で定める期間内に気象庁長官による校正

その他国土交通省令で定める校正を受けたも

のであること。

三 気象測器の器差の測定に係る業務の実施の

方法が適正なものであること。

二 気象庁長官は、前項の認定を受けた者(以下

「認定測定者」という。)が次の各号のいずれかに

該当するときは、その認定を取り消すことがで

き。

3 前項の規定により第一項第一号に適合するかどうかの検査を行わない場合における同項第二号に適合するかどうかの検査については、第三十二条の二第一項の認定を受けた者が国土交通省令で定めるところにより器差の測定を行つたときは、その測定の結果を記載した書類により

一、去る十八日、内閣から、衆議院議員川田悦子君提出民間都市開発推進機構に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年六月六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

これをを行うことができる。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

第三十条 削除

(検定の有効期間)

第三十一条 構造、使用条件、使用状況等からみて検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして国土交通省令で定めることとする。

一 前項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。
二 不正な手段により前項の認定を受けたと取扱しに關し必要な事項は、国土交通省令で定めることとする。

(指定検定機関の指定等)

第三十二条の三 気象庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定検定機関」という。)に、第二十七条の検定の実施に関する事務(以下「検定事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けたこととならないこと。

四 前号に定めるもののほか、検定事務が不公正になるおそれがないものとして、国土交通省令で定める基準に適合するものであることを。

五 その指定をすることによつて当該申請に係る検定事務の適止かつ確実な実施を阻害する

こととならないこと。

三 前二項に規定するものほか、認定及びそ

の事項は、国土交通省令で定めることとする。

(指定の基準)

第三十二条の四 気象庁長官は、前条第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定検定機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、検定事務の実施の方法その他

の事項についての検定事務の実施に関する計

画が検定事務の適正かつ確実な実施のために

適切なものであること。

(指定の公示)

第三十二条の五 气象庁長官は、指定検定機関の

指定をしたときは、指定検定機関の名前及び住

所、検定事務を行つた事務所の所在地、検定事務

の開始の日並びに指定検定機関の行つた検定の範

囲を公示しなければならない。

(指定の更新)

第三十二条の六 指定検定機関の指定は、五年以

上十年以内において政令で定める期間とともにそ

の更新を受けなければ、その期間の経過によつ

て、その効力を失う。

官 報 (号外)

二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「又はセンター」を「センター」又は指定検定機関に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定測定者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十一条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、認定測定者に対し、その業務に関し、報告させることができる。

第四十二条中「前条第三項若しくは第四項」を「前条第四項から第六項まで」に改める。

第四十五条中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同条に次の二号を加える。

四 指定検定機関が第三十二条の十一第二項の規定による検定事務の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした指定検定機関の役員又は職員の役員又は職員。

第四十七条中「各号の」を「各号のいずれか」に、「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第四十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第四号中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項又は第六項」に改める。

第四十八条中「各号の」を「各号のいずれか」に、「又はセンター」を「センター又は指定検定機関」に、「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第二十四条の十三」の下に「(第三十二条の十三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号中「第四十一条第四項」を「第四十一条

第五項」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 第三十二条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超える範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の気象業務法第二十七条の検定に合格している気象測器の当該検定の有効期間については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の気象業務法第三十二条の三第一項の指定の際現に気象庁長官に対してされているこの法律による改正前又は改正後の気象業務法第二十八条第一項の規定による検定の申請についての合格又は不合格の処分は、この法律による改正後の気象業務法第三十二条の二第三項の規定にかかるらず、気象庁長官が行う。

理由

近年における気象測器に関する民間の製造技術の向上等に対応し、民間の能力の一層の活用を図るため、気象測器の検定に関する民間の対象に當利法人を含めた認定測定者制度及び指定検定機関制度を導入するとともに、検定の有効期間を見直す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右報告する。

議案の目的及び要旨

本案は、近年における気象測器に関する民間の製造技術の向上等に対応し、民間の能力の一層の活用を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 気象測器の検定の有効期間を原則として廃止し、その構造等からみて有効期間を定めることが適当であると認められるものについてのみ国土交通省令で定めること。

2 型式証明を受けた型式の気象測器の検定における器差の検査については、気象庁長官の認定を受けた者が器差の測定を行ったときは、その測定の結果を記載した書類によってこれを実行することができる」とすること。

3 気象庁長官は、當利法人を含む民間の法人に、気象測器の検定の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができる」とすること。

4 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

水防法の一部を改正する法律

第十条の見出しを「(國の機関が行う洪水予報)」に改め、同条第二項中「又は流域面積」を「その他の流域面積」に改め、同条に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。次条及び第十条の三において同じ。)に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

第十条の二を次のように改める。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十条の二 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知する

水防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川の拡充、河川の浸水想定区域の公示表、浸水想定区域に応じた円滑かつ迅速な避難の確保を図るために措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 國土交通大臣に加え、新たに都道府県知事が、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報を行う河川に指定し、気象庁長官と共同して、洪水予報を行うこととする。

2 國土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報を行つ河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、河川整備の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深を明らかにして公表することとする。

3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を定めることとする。また、浸水想定区域内に地下街等の不特定かつ多数の者が利用する地下の施設がある場合には、同計画に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定めることとする。

4 市町村長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所等を住民に周知させるように努める」ととすること。

5 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

議案の可決理由

本案は、水災による被害の軽減を図るために措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十三年五月二十三日

國土交通委員長 赤松 正雄

衆議院議長 編賀 民輔殿

平成十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提出)に関する報告書

一本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条第三項の規定に基づき、平成十一年度一般会計公共事業等予備費の予算額五千億円のうち、平成十一年九月二十日により決定された四千九百九十九億九千九百九十九万二千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、道路整備特別会計へ繰入れに必要な経費、新幹線鉄道整備事業に必要な経費等七十八件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十三年五月二十三日

決算行政監査委員長 持永 和見

衆議院議長 編賀 民輔殿

弁護士法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十三年三月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

弁護士法の一部を改正する法律

弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部

目次中「第四章 弁護士の権利及び義務(第二十一条第三十条)」を「第四章 弁護士の権利及び義務(第二十一条第三十条)」に改める。

三十条の二 弁護士は、この章の定めるところにより、第三条に規定する業務を行うことを目的とする法人(以下「弁護士法人」という。)を設立することができる。

2 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

三十条の三 弁護士法人は、その名称中に弁護士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

三十条の四 弁護士法人の社員は、弁護士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

九 第三十条の二第一項に規定する法人の社員又は使用者である弁護士が、その法人が受任している事件(当該弁護士が自ら関与しているものに限る。)の相手方からの依頼による他の事件

事件

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 弁護士法人

(設立等)

三十条の二 弁護士は、この章の定めるところにより、第三条に規定する業務を行うことを目的とする法人(以下「弁護士法人」という。)を設立することができる。

2 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

三十条の三 弁護士法人は、その名称中に弁護士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

三十条の四 弁護士法人の社員は、弁護士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

は、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

(業務の範囲)

第三十条の五 弁護士法人は、第三条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行ふことができる。

(訴訟関係事務の取扱い)

第三十条の六 弁護士法人は、次に掲げる事務について、依頼者からその社員又は使用人である弁護士(以下「社員等」という。)に行わせる事務の委託を受けるものとする。この場合において、当該弁護士法人は、依頼者に、当該弁護士法人の社員等のうちからその代理人、弁護士、付添人又は補佐人を選任させなければならない。

一 裁判所における事件(刑事に関するものを除く。)の手続についての代理又は補佐

二 刑事に関する事件の手続における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯・罪犯人引渡し審査請求事件における補佐

2 弁護士法人は、前項に規定する事務についても、社員等がその業務の執行に関し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、依頼者に対する損害賠償の責めを免れることはできない。

(登記)

第三十条の七 弁護士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない

事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

届け出なければならない。

(業務の執行)

第三十条の八 弁護士法人を設立するには、その社員になろうとする弁護士が、定款を定めなければならない。

七条の規定は、弁護士法人の定款について準用する。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十条の規定は、弁護士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 法律事務所の所在地
四 所属弁護士会

五 社員の氏名、住所及び所属弁護士会

六 社員の出資に関する事項
七 業務の執行に関する事項

(成立の時期)

第三十条の九 弁護士法人は、その主たる法律事務所の所在地において設立の登記をすることによって、成立する。

2 前項の規定による指定がされた事件(以下「指定事件」という。)については、指定を受けた社員(以下「指定社員」という。)のみが業務を執り行なうべき。

3 指定事件については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが弁護士法人を代表する。

4 弁護士法人は、第一項の規定による指定をしてたときは、指定事件の依頼者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

5 依頼者は、その依頼に係る事件について、弁護士法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に第一項の規定による指定をするかどうかを明らかにすることを求めることができる。この場合において、弁護士法人が、その期間内に前項の通知をしないときは、弁護士法人は、その後において、指定をすることができない。ただし、依頼者の同意を得て指定をすることを妨

げない。

6 指定事件について、委任事務の結了前に指定社員が欠けたときは、弁護士法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。

7 社員が一人の弁護士法人が、事件の依頼を受けたときは、その社員を指定したものとみなす。

(社員の責任)

第三十条の十五 弁護士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

3 前項の規定は、社員が弁護士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることと証明したときは、適用しない。

2 弁護士法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が弁護士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることと証明したときは、適用しない。

4 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合(同条第六項又は第七項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。)において、指定事件に関し依頼者に対して負担することとなつた弁護士法人の債務をその弁護士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、指定社員(指定社員であつた者を含む。以下この条において同じ。)が、連帯してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5 前項の場合において、指定事件に関する依頼者に生じた債務に基づく弁護士法人の財産に対する強制執行がその効力を奏しなかつたときは、指

官報 (号外)

定社員が、弁護士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、同項と同様とする。

6 第四項の場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず指定事件に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定社員が前二項の規定により負つ責任と同一の責任を負う。弁護士法人を脱退した後も同様とする。

7 商法第九十三条の規定は、弁護士法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、第四項の場合において、指定事件に対し依頼者に対して負担することとなつた弁護士法人の債務については、準用しない。

(社員の常駐)

第三十条の十六 弁護士法人は、その法律事務所に、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会(その地域に二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人の所属弁護士会。以下この条において同じ。)の会員である社員を常駐させなければならぬ。ただし、従たる法律事務所については、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会が当該法律事務所の周辺における弁護士の分布状況その他の事情を考慮して常駐しないことを許可したときは、この限りでない。

(特定の事件についての業務の制限)

第三十条の十七 弁護士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第二号に規定する事件については、受任している事件の依頼者が同

意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 社員等が相手方から受任している事件

五 第二十五条第一号から第七号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が職務を行つてはならないこととされる事件

(他の弁護士法人への加入の禁止等)

六 第三十条の十八 弁護士法人の社員は、他の弁護士法人の社員となつてはならない。

2 弁護士法人の社員は、他の社員の承諾がなければ、自己又は第三者のために、その弁護士法人の業務の範囲に属する業務を行つてはならない。ただし、法令により官公署の委嘱した事項を行うときは、この限りでない。

(弁護士法人の社員等の汚職行為の禁止)

七 第三十条の二十九 弁護士法人の社員等は、その弁護士法人が受任している事件に関し、相手方から利益の供与を受け、又はその供与の要求若しくは約束をしてはならない。

2 弁護士法人の社員等は、その弁護士法人に利益を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしてはならない。

(弁護士の義務等の規定の準用)

六 第五十六条又は第六十条の規定による除名

七 社員の欠亡

2 弁護士法人は、前項第二号及び第六号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

2 合併は、合併後存続する弁護士法人又は合併によって設立した弁護士法人が、その主たる法

十四条並びに第二十七条から第二十九条までの規定は、弁護士法人について準用する。

(法定脱退)

第三十条の二十一 弁護士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 定款に定める理由の発生

二 総社員の同意

三 死亡

四 第六条第一号又は第二号から第五号までのいずれかに該当することとなつたとき。

五 第十一条の規定による登録取消の請求をしたとき。

六 第五十七条第一項第二号から第四号までに規定する処分を受けたとき又は第十三条第一項の規定による登録取消が確定したとき。

七 第三十条の二十七第五項において準用する商法第八十六条第一項の規定による除名

(解散)

八 第三十条の二十二 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

2 弁護士法人の清算人は、弁護士でなければならない。

2 清算人は、清算が結了したときは、清算結了の登記後速やかに、登記簿の謄本を添えて、その旨を当該弁護士法人の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

(合併)

第三十条の二十九 弁護士法人の清算人は、弁護士であるときは、他の弁護士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する弁護士法人又は合併によって設立した弁護士法人が、その主たる法

(弁護士法人の継続)

第三十条の二十三 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人(第二十条の二十七第七項において準用する商法第八十四条の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者)の同意を得て、新たに社員を加入させて弁護士法人を継続することができること。

律事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

3 弁護士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本(合併)によつて設立した弁護士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し)を添えて、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならぬ。

(民法の準用等)

第三十条の二十七 民法(明治二十九年法律第十八号)第五十条、第五十五条、第八十一条及び

び第八十二条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第一百二十六条第一項、第一百三十四条から第六百三十五条ノ五まで、第一百三十五条ノ八、第一百三十六条ノ二、第一百三十七条、第一百三十八条及び第一百三十八条ノ三の規定は、弁護士法人について準用する。この場合において、同法第一百三十六条ノ二において準用する同法第一百三十五条ノ一十五第二項中「会社ノ業務ヲ監督スル官署」とあるのは、「日本弁護士連合会」と読み替えるものとする。

2 商法第三十二条から第三十六条までの規定

は、弁護士法人の帳簿その他の書類について準用する。

3 商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条及び第七十五条の規定は、弁護士法人の内部の関係について準用する。

4 商法第七十七条から第七十九条まで及び第八十一条から第八十三条までの規定は、弁護士法人の外部の関係について準用する。

5 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二

項(除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。)並びに第八十七条から第九十二条までの規定は、弁護士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項

第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「弁護士法第三十条の十八」と読み替えるものとする。

6 商法第一百条、第二百三条から第二百六条まで及び第二百九条から第二百十一条までの規定は、弁護士法人の合併について準用する。

7 商法第一百六条から第二百十九条まで、第二百二十条から第二百一二条まで、第二百一十四条第一項及び第二項、第二百一十五条、第二百一十六条、第二百二十八条から第二百三十三条まで、第二百三十四条ノ二から第二百三十六条まで、第二百三十九条ノ二から第二百四十二条まで、第二百三十九条ノ三の規定は、弁護士法人の清算について準用する。この場合において、同法第一百三十六条ノ二において準用する同法第一百三十五条ノ一十五第二項中「会社ノ業務ヲ監督スル官署」とあるのは、「日本弁護士連合会」と読み替えるものとする。

8 破産法(大正十一年法律第七十一号)第二百一十七条の規定の適用については、弁護士法人は、合名会社とみなす。

9 弁護士法人は、第二項又は第四項の規定により、新たに弁護士会に入会したときは、入会の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を当該弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

10 弁護士法人は、第三項又は第四項の規定により、所属弁護士会を退会したときは、退会の日から二週間以内に、その旨を当該弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

11 第四十二条第一項中「職務」の下に「又は弁護士法人の業務」に改める。

12 第五十七条第一項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

13 第四十七条から第四十九条までの規定中「弁護士について」を加える。

14 第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

15 第五十六条第一項中「弁護士は」を「弁護士及び弁護士法人は」に改め、同条第二項中「弁護士の」を「弁護士又は弁護士法人の」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条に次の二項を加える。

16 第五十七条第一項中「弁護士会がその地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対して行う懲戒の事由は、その地域内にある從たる法律事務所に係るものに限る。」

17 第五十七条第一項中「弁護士に対する懲戒は、次の四種とする。」

18 第五十七条第一項中「(懲戒の種類)」

19 第五十七条第一項中「戒告」

20 第五十七条第一項中「二年以内の業務の停止

21 第五十七条第一項中「退会命令」

に、主たる法律事務所の所在する地域の弁護士会(二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人が定款に記載した弁護士会)の会員となる。

2 弁護士法人は、所属弁護士会の地域外に法律事務所を設け、又は移転したときは、法律事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会(二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人が定款に記載した弁護士会)の会員となる。

3 弁護士法人は、その法律事務所の移転又は廃止により、所属弁護士会の地域内に法律事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該弁護士会を退会するものとする。

4 弁護士法人は、その法律事務所の所在地に二個以上の弁護士会がある場合に限り、定款を変更することにより、所属弁護士会を変更することができる。

5 弁護士法人は、同一の地域にある複数の弁護士会に所属することはできない。

6 弁護士法人は、第二項又は第四項の規定により、新たに弁護士会に入会したときは、入会の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を当該弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

7 弁護士法人は、第三項又は第四項の規定により、所属弁護士会を退会したときは、退会の日から二週間以内に、その旨を当該弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

8 弁護士法人がその地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対して行う懲戒の事由は、その地域内にある從たる法律事務所に係るものに限る。

9 第五十七条第一項中「(懲戒の種類)」

10 第五十七条第一項中「戒告」

11 第五十七条第一項中「二年以内の業務の停止

12 第五十七条第一項中「退会命令」

業務を加え、「弁護士又は」を「弁護士、弁護士法人又は」に改める。

13 第四十二条第一項中「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に改める。

14 第四十二条第一項中「(明治十九年法律第八十九号)」を削り、「乃至第七十六条」を「から第七十六条まで」に改め、同条第三項中「弁護士は」を「弁護士又は弁護士法人は」に改め、同条第四項中「場合に」の下に「弁護士について」を加える。

15 第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

16 第五十六条第一項中「弁護士は」を「弁護士及び弁護士法人は」に改め、同条第二項中「弁護士の」を「弁護士又は弁護士法人の」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条に次の二項を加える。

17 第四十七条から第四十九条までの規定中「弁護士について」を加える。

18 第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

19 第五十六条第一項中「弁護士は」を「弁護士及び弁護士法人は」に改め、同条第二項中「弁護士の」を「弁護士又は弁護士法人の」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条に次の二項を加える。

20 第四十七条から第四十九条までの規定中「弁護士について」を加える。

21 第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

22 第五十六条第一項中「弁護士は」を「弁護士及び弁護士法人は」に改め、同条第二項中「弁護士の」を「弁護士又は弁護士法人の」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条に次の二項を加える。

23 第四十七条から第四十九条までの規定中「弁護士について」を加える。

24 第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

25 第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

26 第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

27 第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

28 第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

29 第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

30 第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

31 第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

32 第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

33 第四十五条第二項中「弁護士の」を「弁護士及び弁護士法人の」に、「弁護士事務」を「弁護士及び弁護士法人の事務」に、「弁護士及び」を「弁護士、弁護士法人及び」に改める。

官報(号外)

四 除名

2 弁護士法人に対する懲戒は、次の四種とする。

一 戒告

二 二年以内の弁護士法人の業務の停止又はその法律事務所の業務の停止

三 退会命令(当該弁護士会の地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対するものに限る。)

四 除名(当該弁護士会の地域内に主たる法律事務所を有する弁護士法人に対するものに限る。)

3 弁護士会は、その地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対して、前項第二号の懲戒を行う場合には、その地域内にある法律事務所の業務の停止のみを行つてがきる。

4 第一項又は前項の規定の適用に当たつては、日本弁護士連合会は、その地域内に当該弁護士法人の主たる法律事務所がある弁護士会とみなす。

第五十七条の二 弁護士法人は、特定の弁護士会の地域内にあるすべての法律事務所について業務の停止の懲戒を受けた場合には、当該業務の停止の期間中、その地域内において、法律事務所を設け、又は移転してはならない。

2 弁護士法人は、前条第二項第三号の懲戒を受けた場合には、その処分を受けた日から三年間、当該懲戒を行つた弁護士会の地域内におい

て、法律事務所を設け、又は移転してはならぬ。

第五十八条第一項中「弁護士に」を「弁護士又は弁護士法人に」に改め、同条第二項中「弁護士に」を「弁護士又は弁護士法人に」に改め、同条第三項中「弁護士を」を「弁護士又は弁護士法人を」に改める。

第六十条中「みずから」を「自ら」に、「弁護士を」を「弁護士又は弁護士法人を」に改め、同条第一項中「弁護士」の下に「又は審査を受ける弁護士法人の社員」を加え、「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に改める。

第六十一条第一項中「弁護士に」を「弁護士又は弁護士法人に」に、「弁護士を」を「弁護士若しくは弁護士法人を」に、「また同様」を「同様」に改める。

第六十二条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第六十三条に次の四項を加える。

2 懲戒の手続に付された弁護士法人は、その手続が結了するまで、法律事務所の移転又は廃止により、所属弁護士会の地域内に法律事務所を有しないこととなつても、これを退会しないものとする。

3 懲戒の手続に付された弁護士法人は、その手続が結了するまで、第三十六条の二第四項の規定により所属弁護士会を変更することができない。

4 懲戒の手続に付された弁護士法人が、主たる法律事務所を所属弁護士会の地域外に移転したときは、この章の規定の適用については、その手續が結了するまで、第三十六条の二第十において準用する第三十九条に係る部分に限る。)

第五十七条の二 弁護士法人は、特定の弁護士会の地域内にあるすべての法律事務所について業務の停止の懲戒を受けた場合には、当該業務の停止の期間中、その地域内において、法律事務所を設け、又は移転してはならない。

2 弁護士法人は、前条第二項第三号の懲戒を受けた場合には、その処分を受けた日から三年間、当該懲戒を行つた弁護士会の地域内において、法律事務所を設け、又は移転してはならない。

3 弁護士会は、その地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対して、前項第二号の懲戒を行う場合には、その地域内にある法律事務所の業務の停止のみを行つてがきる。

4 第一項又は前項の規定の適用に当たつては、日本弁護士連合会は、その地域内に当該弁護士法人の主たる法律事務所がある弁護士会とみなす。

については、懲戒の手続が結了するまで、なお存続するものとみなす。

第六十五条第一項中「弁護士の」を「弁護士又は弁護士法人の」に改める。

第六十七条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は審査を受ける弁護士法人の社員」を加え、「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に改める。

第七十二条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第七十三条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第七十四条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第七十五条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第七十六条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第七十七条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第七十八条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第七十九条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第八十条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第八十一条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第八十二条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第八十三条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第八十四条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第八十五条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第八十六条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第八十七条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第八十八条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第八十九条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第九十条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第九十一条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第九十二条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第九十三条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第九十四条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第九十五条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「弁護士」の下に「又は弁護士法人」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

(虚偽標示等の罪)

第七十七条の二 第七十四条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第七十八条及び第七十九条を次のように改め

(両罰規定)

第七十八条 弁護士法人の社員等が、その弁護士法人的業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その弁護士法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第七十六条(第三十条の十九に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

二 第七十七条第一号(第三十条の二十において準用する第二十七条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

三 第七十八条(第三十条の二十において準用する第二十八条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

四 第七十九条(第三十条の二十において準用する第二十九条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

五 第八十一条(第三十条の二十において準用する第三十一条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

六 第八十二条(第三十条の二十において準用する第三十二条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

七 第八十三条(第三十条の二十において準用する第三十三条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

八 第八十四条(第三十条の二十において準用する第三十四条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

九 第八十五条(第三十条の二十において準用する第三十五条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

十 第八十六条(第三十条の二十において準用する第三十六条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

十一 第八十七条(第三十条の二十において準用する第三十七条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

十二 第八十八条(第三十条の二十において準用する第三十八条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

十三 第八十九条(第三十条の二十において準用する第三十九条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

十四 第九十一条(第三十条の二十において準用する第四十一条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

十五 第九十二条(第三十条の二十において準用する第四十二条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

十六 第九十三条(第三十条の二十において準用する第四十三条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

十七 第九十四条(第三十条の二十において準用する第四十四条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

十八 第九十五条(第三十条の二十において準用する第四十五条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

十九 第九十六条(第三十条の二十において準用する第四十六条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

二十 第九十七条(第三十条の二十において準用する第四十七条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

二十一 第九十八条(第三十条の二十において準用する第四十八条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

二十二 第九十九条(第三十条の二十において準用する第四十九条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

二十三 第一百条(第三十条の二十において準用する第五十条に係る部分に限り)三百万円以下の罰金刑

民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。

三 定款又は第三十条の二十七第二項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第三十条の二十七第六項において準用する商法第一百条第一項又は第三項(同法第一百七十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。

五 第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百三十二条の規定に違反して財産を分配したとき。

六 第三十条の二十七第七項において準用する商法第一百三十二条の規定に違反して財産を分配したとき。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(民法の一部改正)
第一条 民法の一部を次のように改正する。

第一百七十二条中「弁護士」の下に「又ハ弁護士法人」を加える。

(商法の一部改正)

第三条 商法の一部を次のように改正する。

第一百八十三条第三項、第一百七十三条ノ一第一項、第一百八十二条第三項及び第一百四十六条第一項中「弁護士」の下に「又ハ弁護士法人」を加える。

第一百六十八条ノ二第一項中「弁護士」の下に「又ハ弁護士法人」を加える。

(地方自治法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「弁護士」の下に「又ハ弁護士法人」を加える。

一 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)
第二百四十二条の二第二十一項

二 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)
第一百一条の十四第二項第八号口

三 土地家屋調査土法(昭和二十五年法律第二百一十八号)第十九条第二項

四 商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)第八十条第四号、第八十二条第二項及び第九十五条第二号

五 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)第七十五条第一項及び第九十三条第二項

六 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十号)第三十四条の十七第二項第八号口

七 保険業法(平成七年法律第五号)第二十八条第五号及び第九十五条第二項第十号口

八 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第六十二条第一項及び第七十五条第二項

九 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第六十二条第三項、第七十五条第一項及び第七十五条第二項

(通関業法の一部改正)
第六条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「弁護士又は」を「弁護士、弁護士法人又は」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「した弁護士」の下に「、弁護士法人を、「二以上の」と及び「一の」の下に「弁護士法人若しくは」を加える。

(商法の一部改正)

第三条 商法の一部を次のように改正する。

第一百八十三条第三項、第一百七十三条ノ一第一項、第一百八十二条第三項及び第一百四十六条第一項中「弁護士」の下に「又ハ弁護士法人」を加える。

第一百六十八条ノ二第一項中「弁護士」の下に「又ハ弁護士法人」を加える。

(民法の一部改正)
第六条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第一百八十三条第三項及び第一百四十六条第一項中「弁護士」の下に「又ハ弁護士法人」を加える。

第一百六十八条ノ二第一項中「弁護士」の下に「又ハ弁護士法人」を加える。

(通関業法の一部改正)

第十 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第二項、第十

八条第八項及び第十九条第一項

(私的占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「弁護士」の下に「又ハ弁護士法人」を加える。

一 私的占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第五十一条第二項

二 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十八条第一項

三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第二百八号)第一十三条の二第一項

四 新事業創出促進法(平成十年法律第二百五十一号)第十二条の六第一項

五 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第二百二十一号)第八条第一項

六 刑事訴訟法(一部改正)
第六条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七十条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

(民法の一部改正)
第六条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正)

第八条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第九条 民事法律扶助法(一部改正)
第七条 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条 第二項中「弁護士」を「おいて弁護士、弁護士法人」に、「当該弁護士」を「当該弁護士法人」に、「弁護士」を「弁護士又は弁護士、弁護士法人」に、「当該弁護士」を「当該弁護士法人」に改める。

第十四条第二項中「弁護士」を「弁護士又は弁護士、弁護士法人」に、「弁護士」を「弁護士若しくは弁護士法人」に改める。

第十九条第二項中「弁護士と」を「弁護士若しくは弁護士法人と」に、「弁護士が」を「弁護士若しくは弁護士法人が」に改める。

第四十九条第二項中「弁護士と」を「弁護士若しくは弁護士法人と」に、「弁護士が」を「弁護士若しくは弁護士法人」に改める。

第六十三条及び第六十六条中「百万円」を「二百万円」に改める。

第六十八条中「二十万円」を「百万円」に改める。

第六十八条中「二十万円」を「一百万円」に改める。

第六十八条中「二十万円」を「一百万円」に改める。

第六十条 民事法律扶助法(一部改正)
第七条 通關業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「弁護士」を「弁護士又は弁護士、弁護士法人」に改め、同条第二項中「弁護士」の下に「及び弁護士法人」を加える。

理由
弁護士業務の基盤を拡大強化することにより、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図るため、弁護士業務を行うことを目的とする法人を設立することを可能にする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

弁護士法の一部を改正する法律案(内閣提出)
議案の目的及び要旨

本案は、弁護士を社員とし、弁護士業務を行ふことを目的とする法人を設立することを可能にするためのものであり、弁護士業務の基盤を拡大強化することにより、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図ることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法人の社員は弁護士に限るものとし、設立の方式については、準則主義によるものとすること。なお、その名称中には、弁護士法人という文字を使用しなければならないこととする。

2 法人の業務範囲については、基本的に自然人たる弁護士と同様のものとすること。

3 法人の業務については、原則として、全社員が業務執行権限及び代表権限を有するものとするが、特定の事件について、法人が業務を担当する社員を指定した場合には、その社員のみが当該事件についての業務執行権限及び代表権限を有するものとすること。

4 弁護士法人がその債務を完済できない場合には、原則として、全社員が無限連帯責任を負うこととするが、特定の事件について指定がされた場合には、その事件に関し依頼者に対して負担することとなつた弁護士法人の債務については、指定を受けた社員のみが無限連帯責任を負うものとすること。

5 弁護士法人は、従たる事務所を設けることができるものとすること。

6 弁護士法人は、弁護士と同様、弁護士会及び日本弁護士連合会の会員になるものとし、その指導監督を受けるものとする」と。

7 この法律は、平成十四年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、弁護士業務の基盤を拡大強化することにより、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図るために、弁護士業務を行うことを目的とする法人を設立することを可能にするための措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十三年五月二十二日

衆議院議長 編貢 民輔殿
法務委員長 保利 耕輔

官 報 (号 外)

平成十三年五月二十四日 衆議院会議録第三十一号

二四

第明治十五年三月三十日
郵便物認可印

発行所	東京
番号	四〇五
財務省	虎ノ門四丁目
印刷局	二五丁目
電話	
	03 (3587) 4294
定価	一本一円
(本体)	一〇円